

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（3 日目）

（令和元年 6 月 6 日 午前 9 時 45 分）

- 議長（森山木の実） おはようございます。本日の出席議員は 11 名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。なお、酒井聡議員から欠席届が提出されています。

日程第 1、通告による一般質問を行います。

通告の 6、伊藤博美議員。

- 1 農業活性化
- 2 障がい者支援

議席番号 4 番・伊藤博美議員。

- ◆ 4 番（伊藤博美） 皆さんおはようございます。議席番号 4 番・伊藤博美でございます。それでは、通告に従いまして質問を行います。最初に新規就農の関係について質問をいたします。農林水産省は、この 4 月 1 日に新規就農を支援するという、農業次世代人材投資事業の交付対象に、「今年度から前年の世帯全体の所得が 600 万円以下とする。」こういう目安を設定いたしました。既に通知も出ております。担当課長に伺います。所得制限を設定した理由、何故 600 万円なのか、町の就業者への影響はあるかどうか、これについて最初にお伺いします。

- 議長（森山木の実） 丸山産業観光課長。

- 産業観光課長（丸山茂幸） 新規就農支援につきましては、議員がおっしゃられたように、農業次世代人材投資資金ということで、国の方で制度が成り立っております。当町におきましても現在この制度を活用し、支援をさせていただいている農業者が、本年度の予算の上では 6 名を予定しております。この制度につきましては、今議員がおっしゃられたように、新しく農業を生計が成り立つように、生業として行いたいという若い方に対し、2 つの開始型がございます。当町におきましては、農業次世代人材投資資金の経営開始型と呼ばれる資金を活用させていただいております。現在 6 名の方におきましては、農業を始めてから経営が安定するまで、最長 5 年間、年間最大 150 万円という定めの中で交付をしておりますが、目的としては、その方が独立自営就農を 5 年後に出来る計画を策定していただき、その計画が町の信濃町農業次世代人材投資資金交付要綱にのっとり、各関係機関の審査を得た上で交付をしておりますので、この資金を活用した上で、交付対象者が町内で自立できるように支援してきておるところです。今回ご質問の新しい要件として、前年度の所得、農業所得基準の上限が 600 万円ということで、国の方で示されたものにつきましては、これ示されたものでありまして、基準の金額の詳細までは把握してございません。ただ、その農業所得交付対象になる世帯の所得というようなことになってございますので、その世帯の所得が 600 万というものにつ

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（3 日目）

いては、今いろいろ議論がされているということはお伺いしてございます。この新規就農の支援の農業人材強化総合支援事業につきましては、農業の計画の基本である農業経営基盤促進法に基づき、長野県もこの法律に基づいた長野県農業経営基盤強化の促進に関する方針を定めてございます。それに基づき当町も平成 26 年この方針の基本方針を定めました。その中でも信濃町で自立経営していくのに必要な面積また支援方法等を記載してございますが、この新たに求められている 600 万円の基準につきましては、今、国から示されているものにつきましては、新規就農者の就農計画の判断基準の一つとされておりますので、単にその世帯が 600 万円を超えたからといって、出来ないというわけではないというふうに、今のところの情報としては把握してございます。以上です。

●議長（森山木の実） 伊藤議員。

◆4 番（伊藤博美） いまいち分からない。私この問題いつも新規就農を取り上げるたびに、制度の改正だとかいろいろ改正ができました。昨年時には評価をするということで、ABC 評価によってそれを設定するというのもできました。当初「150 万円までは、全部出しますよ」という制度だったのですが、2 年間たってそれが評価で、ABC 評価で C にランクされた方は、支援はしないんだというふうにできました。今回は、世帯全体の所得が 600 万円というふうにできております。所得制限これ資料もいただいているのですが、読んでもなかなか分かりにくい資料なのですね。それで一つの例としてここに載っているのが、これ全体のことを指しているのか個人の就業者そのものを指しているのか分かりません。ここにいただいた資料では、350 万円未満という一つの設定がなされています。そしてそこから支援金である 150 万円を引いて、残り 200 万円とそこに 5 分の 3 を掛けるんだと、つまり 0.6 を掛けるとそうすると 120 万円、今まで 150 万円の資金が 120 万円ですよ、というふうな計算方法だというふうに思います。これは分かりました。ただ、全世帯その内の世帯の全体の所得が 600 万円というふうになったときに、どういう計算方法で就農資金が出るのか出ないのか、例えば 500 万円だったとします。500 万円だったとすると、600 万円には届かないからそのうちの 100 万円を支援金として出すのか、それとも書いてあるように 500 万から 150 万を引いて、残りの 350 万円に 0.6 を掛けるのか、この辺も明確ではないのですね。それも明確になるでしょうか。お願いいたします。

●議長（森山木の実） 丸山産業観光課長。

■産業観光課長（丸山茂幸） 今のご質問の農業次世代人材投資事業の支援金の交付の仕組みについてなのですが、交付される 150 万円の金額の算定につきましては、今議員がおっしゃられたように、上限額が 150 万円です。ただ、前年の所得が 100 万円未満の農家世帯には出ません。100 万円以上から 350 万円の所得、前年度の所得に対して支援がされるということです。その上限額が 150 万円ということになります。所得が増える率に応じて、その 150 万円が減額されてきます。所得が 100 万円未満でしたら、150 万円満額ですが、100 万円から 350 万円の所得があった場合、350 万円だとゼロになるという支援の交付金の仕組みです。所得の 600 万円につきましては、その方が支援され

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（3 日目）

るかどうかの判断基準となりますので、安易にその方が 600 万円、交付金額でいいますと 600 万円所得がありますとゼロになるのですけれども、今年から始める方につきましては、1 年目は 150 万円満額出るのですが、来年度は今年の所得に対して今の基準に応じて最大 150 万円、所得に応じて 150 万円の減額で出るというような仕組みになっております。

●議長（森山木の実） 伊藤議員。

◆4 番（伊藤博美） 少し分かりました。もう一つお尋ねしたのですが、町の就業者への影響という点ではどうですか。

●議長（森山木の実） 丸山産業観光課長。

■産業観光課長（丸山茂幸） 現在町内の支援対象者は、継続の方で 5 名、今年度予定されている方 1 名で、6 名の方になります。昨年度は、7 名いらっしゃいました。そのうち 2 名はもう 5 年経過したということで、卒業されてございます。前年度までに、この 150 万円満額を減額されたという方はいらっしゃいませんでした。

●議長（森山木の実） 伊藤議員。

◆4 番（伊藤博美） 分かりました。それでは減額された方がいないということですが、今就農している方のどうでしょう、平均所得というのは出てますか。

●議長（森山木の実） 丸山産業観光課長。

■産業観光課長（丸山茂幸） 平均所得という形では出してはございません。

●議長（森山木の実） 伊藤議員。

◆4 番（伊藤博美） それでは、平均所得が出ていないということでした。いずれにしても、150 万円満額は貰える就農者であるということが確認できました。所得に応じた資金の交付金額の算出方法があるのですが、補足の通知として、先ほど課長の方から判断基準があるとおっしゃられました。これは、自治体が支援すべきと判断すれば支援ができるんだということですが、その判断基準というのはどういうものなのか、これを明確にして下さい。

●議長（森山木の実） 丸山産業観光課長。

■産業観光課長（丸山茂幸） まず、準備型という支援の仕方と、経営開始型という支援の仕方がございます。新規就農される方の形によって違うのですけれども、両方そうなのですけれども、両方共に判断基準としておりますのは、基本的には「農業始めてから

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（3 日目）

経営が安定する。または、研修期間を希望する。」ということになってございます。町の場合は、経営開始型で支援してございますので、その基準につきまして、示されている内容につきましては、経営が安定するまで最長 5 年間、年間最大 150 万円を交付ということです。また、交付者の主な要件としまして、独立自営就農時の年齢が原則 50 歳未満ということです。それから、独立経営就農には、青年就農計画というのを作成し、独立経営が 5 年後にできるというふうに判断ができる方、また、その農業で生計が成り立つという判断ができる方、経営計画のできる方、それから町の人農地プランの方へ位置付けられている方、というのが主な要件になってございます。

●議長（森山木の実） 伊藤議員。

◆4 番（伊藤博美） 判断基準というものが一つ分かりました。それで、こうした通知というものが、どうなのでしょう、就農者の皆さん方には届いているのでしょうかね。また、その受け止め方といいますか、その就農者のどんなようなもし、意見がありましたら聞かせていただきたいと思います。

●議長（森山木の実） 丸山産業観光課長。

■産業観光課長（丸山茂幸） 町に農業で定住していただくというような形で、町の農業の実態、また、就農に向けてということで、町のホームページに主な制度について説明してございます。また、長野県の方でも詳細に長野県に農業者を、就農を呼び込むということで、デジタル農活信州という名前で、詳細な事業の内容を記載されています。また、町としても、県や都市圏で開催される就農相談、また、JA 様の方で主催されている就農相談等も参加するというので、町の方に新規就農する方を呼び込むという形で実施してございます。

●議長（森山木の実） 伊藤議員。

◆4 番（伊藤博美） 通知は届いているということで、判断してよろしいですね。先程も質問の最初で述べましたけれども、これは横川町長に聞いた方がいいのでしょうかね。世帯全体の所得が 600 万円というふうに設定されました。私はこれ高いかどうかの判断は、なかなか出来ないのですけれども、率直な意見を聞かせていただきたいと思います。もちろんこういうふうな関係ですから、就農で共働きですね、1 人でとても食べていけないということで、奥様が農業に従事しなくて他の所で働いているという方もいらっしゃるでしょうし、それから親の農業を引き継ぐということで、親元就農もあります。そうした関係もありますから、親の跡継ぎとして入ってみたものの、600 万円の壁があるというふうな形を考えると、高いのか安いのかという判断がなかなか出来ません。町長の率直な意見を一つお聞かせ願いたいと思います。

●議長（森山木の実） 横川町長。

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（3 日目）

■町長（横川正知） 今回の制度改正を含めての所得が、これ世帯ということでの捉え方のようですが、600 万円ということが高いか安いかわかるということで、私も正直なところその基準点については何ともコメントのしようがないところもあるのですが、これ、ただどうでしょうか、収入じゃなくて制度上で言えば所得ということでございますから、そうすると収入というのは果たしてどの位になるのだろうか、年間収入としてですね、一般的な給与所得者といいますか、そういう皆さんからすると、この所得というのは 600 万という数字は、かなりの所得水準になるのじゃないかなあというふうに思うのです。ですからこのことを、要はこういう感情を持っているということで、そのことが高いか安いかわかることの判断については、私は特に今申し述べる程の知識を持っておりませんので、お許しをいただきたいと思えます。

●議長（森山木の実） 伊藤議員。

◆4 番（伊藤博美） この事業そのものは、2012 年度ですかね始まりました。青年の就農給付金事業から始まったものですが、2017 年度までのこの 6 年間全国での準備型あるいは、先程からありました経営型と合わせて、およそ受給してきた方が 2 万 7000 人以上と言われております。県内におきましては、信濃町のように米作りだけではなくて、果樹など盛んな東信中信地区というところが多いのだろーと思っておりますけれども、ここ信濃町でも就農したいという若い人たちも沢山いるというふうに思っております。新規就農者の拡大というのは、横川町政の移住定住の促進と合わせて、柱の一つだというふうに思っております。以前この課題を取り上げた時に、就農者に対する町の支援を要請いたしました。今就農している方にですね、行政や農業や農協あるいは、また、農業委員会等含めまして、支援するということでした。これ農業委員会長にお伺いをしたいと思うのですが、農業委員会として具体的に新規就農者への支援ということでは、どんな形をとっておられるのでしょうか。

●議長（森山木の実） 永原農業委員会長。

■農業委員会長（永原邦徳） お答えをしたいと思います。いずれにいたしましても、新規就農者というのは、先程数字的にもありましたように、やはり私ども考えるほどに数字がなかなか伸びないという、これは私個人的な直感で素直に感じている点でございますけれども、農業委員会としてこういった新規就農者に対してどうしていくかと、こういう問題でありますけれども、新規就農者に関しては、農業委員と様々な場面でまずは最初になった時に接点を持つと、こういったところから始まりまして、いずれにしても独立をした経営者になってもらうと、こういうことでありますし、地域に定着をしてそしてそれぞれの農業技術を確立をして、生産をきっちり安定をさせてもらうと、これが目的でございますので、その目的を達成するには、大変多くの困難を乗り越えなければならぬと、このように思っております。そういった部分で農業委員会としては、様々な場面でそういった新規就農者等々の接点を持ちながら、農地の斡旋（あつせん）でありますとか、地域の農業者との関わり合いの問題でありますとか、等の情報提供等を新規就農者に対して具体的に行っていると、こういう状況が一つあります。それで、いずれ

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（3 日目）

にしても、地域の中でやるわけでありますので、農業委員それから最適化推進委員、それぞれがサポートできるように、更に活動してまいりたいなとそういうふうに思っているところでございます。

●議長（森山木の実） 伊藤議員。

◆4 番（伊藤博美） 引続き私、前にも 5 点にわたって申し上げましたが、新規就農者がきた場合、非常に厳しいと、住宅に始まって農地に始まってですね、施設ですとかそういう関係をひとつ一つ整えていくに、大変なのだなあとということが強く感じられました。引続き農業委員会としても、側面からの支援を是非ひとつ果たしていただきたいと思えます。

次に家族農業について、若干触れておきたいと思えます。これは 3 月の議会でも取り上げましたが、再評価というものが家族農業というものについて広がっております。最初に家族農業を営んでいるといった場合の、行政として耕作面積、あるいは生産額、あるいは労働力なのか、どんなイメージというものを持っているのでしょうか。家族農業ということについてです。

●議長（森山木の実） 丸山産業観光課長。

■産業観光課長（丸山茂幸） 家族農業という位置付けですが、お答えする内容につきましては、家族経営協定を締結している農家世帯ということで、お答えをさせていただきたいと思えます。家族経営協定ということで、一世帯の中で主に農業を営む方とその家族の他の方、家全体で農業に営む上でやはり女性の農業者につきまして、また農業の後継者にとっては一定のルールを定めないと、なかなか休日、また、労働報酬、労働時間というものが確保できないと、そういう課題を解決するために平成 10 年頃から、家族経営協定という仕組みがございます。町の場合は、平成 10 年からこの取り組みを実施してございまして、実態につきましては、平成 10 年から昨年まで 14 家族の方が協定を結び、まず、その家の中で労働基準といいますか、ルールを作り経営をされているということになっております。

●議長（森山木の実） 伊藤議員。

◆4 番（伊藤博美） 家族農業といいますと、かつては大家族が揃っておりましたので、田植えにしる稲刈りにしる皆さんが総出でもって、これを行ってきたわけなのですが、昨今の社会の仕組みが変わったという社会変化もありまして、核家族ですとか機会独というのがありまして、なかなか家に一緒になって住む方がいないということで、残された家族がその農業を担っていかなければならないと、ただそういう人がいるからこそ地域の活動ですとかあるいは集落のお祭りですとか、あるいは集落の行事などには大変大きな役割を果たしているのも、この家族農業の方達ではないかなというふうに思えます。できれば私自身もやめたいなと思う方がいるかもしれません。高齢化が進みまた高齢者問題もあります。しかし、隣の方に頼まれればやらざるをえないということで、いやと

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（3 日目）

は言えず、つつい引き受けてしまうという方もいると思います。こうした農家の果たす役割というものは、荒廃農地を防ぐという点からも非常に大きな役割を担っているのではないかと思います。ただこうした農家への、どうなのでしょう補助金ですとか助成金、こういう制度があるのかどうなのかこれをお聞きしたいと思います。

●議長（森山木の実） 丸山産業観光課長。

■産業観光課長（丸山茂幸） 家族農業、家族経営協定を結んでいる方々への対象の補助金というのはございませんが、新規就農者、また、農業者全体に対する支援ということで、その活用をしていただくというような形になっております。具体的に申しますと、農業制度資金、これは担い手になって町の認定農業者という形でなってもらうのがまず基本です。そちらになっていただくと、いろいろな資金を借りたり、また、補助事業を受けられるというような対応になってございます。

●議長（森山木の実） 伊藤議員

◆4 番（伊藤博美） 認定農業者になることが一つの条件というふうを受け止めました。厳しいそれぞれの中ではありますけれども、こうした農家も新規就農ばかりではなく、家族農業に対してもきちんとした支援策をとっていただきたいなというふうに思います。

次に移ります。次に障がい者支援それから生活支援の課題について伺います。厚生労働省が昨年の 4 月、自宅などで暮らす障がい者を対象に、日常生活の実態と意識それから福祉サービスの利用状況などを聞いたアンケートをとりました。2016 年、生活のしづらさなどに関する調査の結果を公表しましたけれども、この調査結果から障がい者の生活の実態が明らかになりました。日々の生活をする上での要求、それから生活支援の課題は何かについて考えてみたいというふうに思います。この方につきましては、障がい者を抱えている町民の皆さんの協力を得ました。老齢基礎年金の原則として 65 歳から始まりますが、私がお聞きした皆さんはちょっと若い皆さんで、30 代それから 40 代、50 代でしたので、基本的には 65 歳未満ということで対象にするという考えでいきたいと思います。最初に町が把握している障がい者は何人おりますでしょうか。私聞いたところは、「手をつなぐ育成会」というのがあるんだそうですけれども、ここには何人の皆さんが入っておられるのか、会の活動内容も含めて簡潔にお願いいたします。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） それでは、障がい者の関係についてのご質問ですのでお答えさせていただきます。まず障がい者数ということでございますが、今回ご質問がありました直近の本年 5 月ということで数字を申し上げます。手帳を所持している方、身体障がい者ということで 492 人いらっしゃいます。それから知的障がい者の方が 77 人、精神障がい者の方が 81 人ということで、合計 650 人ということでございます。それから今、「信濃町手をつなぐ育成会」ということで、人数でございますが、こちら

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（3 日目）

の育成会に入ってもらっしゃる方、会の方へ出席をされている方 8 世帯の家族の方がそちらの育成会に参加をしております。活動内容といたしましては、会としての総会それから各種の研修会の参加、また、近隣のそういった、施設また事業所等の見学、会員同士の情報の交換、親睦的な意味合いを込めた定例会を行っているということでございます。こちらにつきましては、町の社会福祉協議会で事務局を行っております、そちらの方での支援で協力体制をとって活動をしているというものでございます。以上です。

●議長（森山木の実） 伊藤議員。

◆4 番（伊藤博美） では、これらの皆さん方が生活していく上で、基盤となるのはやはり収入だろうと思います。調査結果では、昨年平均月 9 万円未満という方が最も多くて、53 パーセントを占めているというデータが出ております。町内でお聞きした中では、お 1 人だけ私の聞いた中でお 1 人だけ収入を得ているという方がいらっしゃいました。この方も働く意欲は大変ありまして、1 か月間ずっと勤めたいのだけれども、職場との関係でそうは言っても月の半分位しか就労ができないということで、この方約 6 万円の収入があるということでした。雇用保険は掛けているということです。町ではこうした就労している現金収入を得ている方というのは、何人位いるのか把握しているでしょうか。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） 障がい者の方の収入ということになりますと、年金収入、障害年金ですね、年金収入が一番最初にあります。そして今議員がおっしゃいますように、個人で働かれて収入を得る工賃を得るというようなこともございますが、こういった事業が就労継続支援というような形で、その方の状況に合わせてそういった事業所で働かれると、個人的な収入が得られるというような中でございますので、その方の状況、また、その雇用していただける企業との状況に応じまして、金額は変わるというような状態でございます。

●議長（森山木の実） 伊藤議員。

◆4 番（伊藤博美） 収入の基本は年金収入というふうな形だとは思いますが。私は生活保護を利用している方は、何パーセントいるのかなということも聞きたいと思っておりますが、実際は全国平均で見た場合に、生活保護の利用者が 1.69 パーセントというふうに言われておりますが、これらの障がい者の皆さん方で、65 歳未満の全国調査ですけれども、8.6 パーセントというふうに出ています。数字で見ると大変高いわけですね。障がい者の皆さんが利用している率は高いわけですが、多くの障がい者が公的年金などの所得保障を利用しても、なお経済的には大変苦しい生活を強いられているというふうに言えるのではないかと思います。次には、在宅で暮らす障がい者の方の過ごし方ですね、どんな過ごし方をしているのかなということについてもお聞きしました。家庭内の人もいれば、通所サービスなどを利用しているという方もおります。あるいは、少し健

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（3 日目）

康であれば、自分で出掛けて行って町内外に出かけるという方もおりました。障がい者の通所サービス施設と介護保険の通所サービス施設についてですが、町内に何か所あり、定員あるいは稼働率といったものが分かりましたら、教えていただきたいと思ひます。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） それでは、通所サービスということで、まず、障がい者の通所サービスで町内にある箇所数でございますが、今4か所ございます。ただ定員があるのですけれども、それら4か所合わせても約60名になりますが、他の通所の事業所で、全ての障がい者の方をそこで受け入れているわけではなくて、様々なサービスを組み合わせた定員ということで、ご了承いただきたいと思ひます。それから介護保険、若干障がい者とは施設の中身は変わるかもしれませんが、介護保険の通所サービスの事業所は、3か所ということで32名の定員です。それぞれ稼働率というのはその時の状況にもよりますので、常に全てフルになっているというわけではございませんけれども、稼働率自体は高いものと思っております。以上です。

●議長（森山木の実） 伊藤議員。

◆4番（伊藤博美） 在宅障がい者にとってこういった施設を利用するということは、仲間それから支援者と交流できる一つの場所でもありますから、昼間の生活の場所として大切な場所であるというふうには言えると思ひます。しかし、個人の意思あるいは家族の事情があるということも含めまして、なかなか出掛けることも出来ないという方も沢山いらっしゃる。それでは昼間賃金などを得て報酬を得て働いている人、その中で私1人だけその状況をお聞きいたしました。それによりますと、この場合、通所施設で行う福祉的就労は一般就労が可能な方と、それから一般就労が困難な方に分けてちょっと考えてみたいというふうに思ひます。若い人ほど、今までとは違う過ごし方をしたいという人もいますと思ひますが、私が聞いた中では、出来れば毎日その職場で働きたいんだという大変就労意欲のある人でした。しかし、職場の事情もあって月の半分しか働けないということでした。特に一般就労が可能な人には、正職員として働きたいという意欲があります。こういう期待も大きいのだと思ひます。就労という事に対しての施設というふうなものがあるのでしょうか。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） 先程の就労する施設というふうな形でございますけれども、町内では2か所程ございます。町外にもそういった就労出来る事業所というものがございます。先程のサービスの中身でいいますと、就労継続支援型のA、また、就労継続支援型Bというふうなものが就労するための事業となっているものでございます。以上です。

●議長（森山木の実） 伊藤議員。

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（3 日目）

◆4 番（伊藤博美） 就労施設をもっともっと活用していただいて、職場にきちんと働ける、正規職員で働けるような方が沢山生まれてくるといいなというふうに思います。家庭で過ごしている方もいらっしゃるかもしれませんが、どうしても閉じこもってしまうという傾向が多くなります。家族の皆さんとも相談しながら、支援の手を差し伸べてほしいなと思います。

次に、福祉サービスの利用について伺います。障害者総合支援法による福祉サービスを利用している方というのが、この調査によりまして 32 パーセントいるということでした。これは、障害者手帳の種別で見た場合に、知的障がい者が約半数に当たります 53 パーセント、それから身体や精神の障がい者では 20 パーセント程度だということでした。福祉サービスのうち食事や入浴などの介助を自宅で行う、ホームヘルパーなどの訪問福祉サービスですね、これを利用しているわけなのですが、約半数 48 パーセントの方が利用をしていないということでした。町のこうしたヘルパーさん達の利用状況というものを伺いたいと思います。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） 訪問系のサービスということでございます。ご説明する数字につきましては、4 月の利用という形でご説明をいたしますけれども、居宅の介護ということで自宅で介護を受けられた方が 10 名、それから行動援護ということで、そういったサービスを受けられた方が 5 名いらっしゃいました。実際にはその時によりまして、そういったサービスを組み入れたりする方がいらっしゃるかと思うのですが、何割という数字ではなかなかお答え出来ない部分がございますので、そういった答弁をさせていただきます。

●議長（森山木の実） 伊藤議員。

◆4 番（伊藤博美） 聞いた数字が以外にもちょっと少ないなというふうには感じております。しかし、そこには本人も家族にも利用への戸惑いだとか、あるいはまた、躊躇するというような傾向もあるのかなと思います。ではその訪問ヘルパーさんやそういった方が利用しないでいる家庭というのは、どうしているのだろうかということを聞いてみますけど、やはり親ですとか、あるいは夫婦ですとか、あるいは子供ですね、そういう方々がその役割を果たしているということも分かりました。多くの家庭では、障がい者の日常生活を家族が懸命に支えているというのが、実態ではないかと思います。町で同居する人、あるいは 1 人暮らしの人の割合はどうなっているのか、また、誰が支えているのか、戸惑いや躊躇というものは何故生まれてくるのだろうか、ということがもし数字的に残っているのでしたら、教えていただきたいと思います。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） 今、障がい者を支えるためのサービスというか事業、様々

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（3 日目）

なものがございます。また、家族構成も当然それぞれの障がい者に応じて違っているわけで、それを見る中で適切なサービスを利用していただくという形になっておりますので、先程の町で直接そういった支援、また、長い方についてはなかなかそういったケースは難しいのですけれども、個々の世帯についてはそれぞれの世帯の方であったり、相談員の方等連絡を取りながら、一番適切な支援を選んで行くということでございますので、1人暮らしの人、また、同居される家族の人が、こういった介護ができていのか聞きながら、それぞれに取組みを決定して、計画を立てるといような状況となっておりますので、ケースバイケースというか、それぞれの個々の状況に応じて見てみると、パーセントで何割はそういう家庭だというのは、一概にはなかなか難しい部分でございますので、振り分けがちょっと困難かなあというふうに思いますが、個々でケース会議を開きながら対応しているというのが現状でございます。

●議長（森山木の実） 伊藤議員。

◆4番（伊藤博美） そうなのですね、なかなか利用度が少ないというのは、これは本人や戸惑いや躊躇があるのだと思うのですけれども、それは家族の皆さん方とかそういう方々がやはり、社会的偏見というのがどうしてもかぶってくるのではないかと思います。周りの人達に知られたくない、そういう気持ちというものがどうしても働くのではないかなというふうに思います。ですから家族の皆さんが、様々な支援や制度があっても、利用しづらいというのが現実だと思います。日常生活を送る上で、障がいのない人達が抱えることのない生活のしづらさ、こういうものが障がい者を抱えることなく暮らせる社会、町を作ることが今求められているというふうに思います。例えば、福祉サービスを利用していない人が多いことにも見られるように、しづらさを解消する施設と課題が、私はあるのではないかなと思います。町には、障がい者と家族の皆さんの会、先程「手をつなぐ育成会」があるということでした。こういう会をもっともっと、やはり利用していただいて、外に出て活動出来るようなそういったような町づくりというものも必要かなと思います。そこで、就業者の収入で先程ありましたが、公的年金の人がやはり多いということでした。不足分は家族で補う他ありませんけれども、障がい者が移動する時、このときに電車やバスあるいはタクシーなどの公共交通を使うわけですが、手段として家族が支援する形を、取らざるをえません。私がお聞きした中では、施設利用と医療にかかる人がおりました。火曜、木曜、土曜が医療の方にかかるのだと、そして、月曜と金曜は施設ということでした。これが、ガソリン代など特別な収入からの出費という形になります。これへの補助というものがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。特に月と金、この方は施設を利用しているということですが、この方自身が自分で電車とバスを利用しているということでした。家族は、火・木・土の3日間医療の関係で自家用車を利用せざるをえないと、この障がい者の補助はあるかどうか。もし、申請すればいいのかなと思いますけれども、施設利用が長野市ということになります。1か月1万円くらいは、かかっているとのことですが、これの補助というようなことはできるのでしょうか。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（3 日目）

■住民福祉課長（松木哲也） 障がい者の方が、個人で施設、また、病院であるとか通所をされる場合の公共交通等の利用につきましては、交通機関を利用している場合は、交通費の全額が補助をされるものでございます。家族等の通所に関しては全ては補助はできていない、一部については補助のあるものもありますが、障がい者本人の機関への利用等については、補助が出ているのが現状でございます。

●議長（森山木の実） 伊藤議員。

◆4 番（伊藤博美） 本人への公共交通の補助は出るということでございました。こうした中で、家族の皆さんに支えられながら生活をしていく訳ですけれども、働くか働かないかという二者択一的な考えは良くないなというふうに思います。どのような働きかたが良いかと考えることが大切なんだろうと思います。とは言っても障がい者の皆さんは、一生に一度の人生でありますから、私達もそうですけれども限られた時間を有意義に過ごせるような福祉サービスの活用を、積極的に活用してほしいなと思います。最後に横川町長にお伺いしたいと思います。こうした中で、私は何人かの家族と話してきたのですが、一番の課題は親あるいは子供が、一番親だと思うのですが、会った方達も私と同年齢かもっと高い人もおりました。80 代の方も。一番心配しているのは、「自分が亡くなったらこの子供はどうすればいいのだろう、どう生きていけばいいのだろうか。」と、「どうい生活をしていけばいいのだろう、それが一番気がかりだ。」と言うのですね。こういうふうな方が全ての皆さんはそうでした。いったいどうやってこの子供を暮らせる道を開いていけばいいのかなと、ある 1 人の人は施設に行き行って聞いたのだそうです。「親が 80 代なので、自分ももし親が亡くなった時に、どこか私の生活はどうやって暮らせばいいのか、ありますか。」と聞いたら、「ありません。」と言われたというのですね。それで、帰ってきて親御さんが子供に聞いて来たのですけれども、非常にながかりしていたというふうな事は言っていました。私が一番心配なのは、やはりこの親達が亡くなった後、この子供はどうしていけばいいのかと、暮らしていけばいいのかなというのが一番気がかりだと、こうした問題の相談の出来るところや、話し合う場がやはりほしいというのも意見でもありました。この声を受け止めていただきたいと思いますが、町長の見識を伺いたいと思います。

●議長（森山木の実） 横川町長。

■町長（横川正知） 障がい者支援についてのいろいろなご質問も頂戴しているわけですが、今担当課長からも言いましたように、前段申し上げますが障がいとひとくくりに言いますが、それぞれの障がいの程度種類等々があつて 600 数十名という町内の皆さん方が、障がいをお持ちの方がいらっしゃる、ということでございます。先程伊藤議員さんからも、何と言いますか社会的に相当気が引けるとか、何とかという気も持っているんじゃないかということもお話しがあったわけですが、私はやはり前提となるのは、よくこの福祉的な立場にいると言われるのですが、1960 年代ですかヨーロッパの方でノーマライゼーションという考え方が提唱されたことがあるのですけれども、

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（3 日目）

まさにこれは地域の中で当たり前のように、健常者も障がい者の皆さんも普通に暮らせる社会を目指す、これがやはり今でも大事な基本的な考え方になっているのだろうなというふうに思っています。そこで今具体的に親御さんが、一番障がいの種類によって自分の看れなくなったところにどうするかというのは心配だと、私自身もお聞きしたことがあります。そういう中では、信濃町だけの問題じゃないわけですが、今施設関係でも「ありません」と言われたというようなこと言われますけれども、関連しているんな施設もあるかとは思うのですね。ですから、私ども行政の立場としては、それぞれ実状をしっかりと丁寧にお聞きしながら、どういう対応が出来るのかということ、一緒になって考えさせていただくという立場にあるのかなあというふうに思っていますので、そんなことでは遠慮なく行政の窓口でご相談いただきたいなあというふうに思います。

●議長（森山木の実） 伊藤議員。

◆4 番（伊藤博美） ぜひ、障がい者の皆さんそれから家族の皆さんのためにも、これから生きていく上で両方が一度きりの人生ですから、楽しい人生が送られるように、ぜひ、一つ行政の方でもまかなっていただきたいなと思います。以上をもちまして私の一般質問を終わります。

●議長（森山木の実） 以上で伊藤博美議員の一般質問を終わります。この際、10 時 55 分まで休憩といたします。

（午前 10 時 42 分）